



# てんり 市議会だより



■発行：天理市議会  
■編集：議会広報編集委員会  
<http://www.tenri-gikai.jp/>

〒632-8555  
天理市川原城町605  
TEL.0743-63-1001  
FAX.0743-63-4502

## No. 53

2010年 9月1日



ここは、市役所6階にある委員会室です。  
来られた方もいると思いますが、ここでは、本  
会議で付託された案件を審査する常任委員会や、  
議員全員で協議する全体協議会などを開催する  
ときに使用します。

また、常任委員会につきましては、傍聴する  
こともできますので、ぜひお越しください。

### CONTENTS

6月定例会の概要	2
常任委員会の概要	2~3
一般質問ほか	3~5
議案等の議決結果ほか	6
文教民生委員会視察ほか	7
とぴくすほか	8

# 6月定例会

## 平成22年度 一般会計補正予算など可決！

第2回定例会は、6月10日に開会し、平成22年度一般会計補正予算をはじめ、条例の一部改正など多数の重要案件を審議し、すべて原案どおり可決し、23日に閉会しました。

10日の本会議では、会期を24日までの15日間と決めた後、議事に先立ち、全国市議会議長会定期総会において20年以上の勤続議員として、荻原文明議員に、15年以上の勤続議員として平井守議員、榎堀秀樹議員に、10年以上の勤続議員として西辻正美議員に対し、それぞれ表彰状及び記念品の伝達がありました。

続いて、議事日程に入り報告6件が上程され、原案どおり了承しました。また、平成22年度一般会計補正予算ほか8議案について、南市長から提案説明があり、1日目を散会しました。再開された14日の本会議では、上程された議案のうち、9議案を各常任委員会に付託して審査することとし、2日目を散会しました。16日から21日の間、各常任委員会が開催され、それぞれ付託議案を審査し、いずれも原案どおり可決しました。

再開された23日の本会議では、人権擁護委員の推薦の諮問案1件、公平委員会の委員の選任及び固定資産の評価審査委員会の委員の選任の同意案2件が追加上程され、それぞれ原案どおり承認及び同意しました。また、4議員（荻原議員、寺井議員、吉井議員、平井議員）からの一般質問（4、5ページ要旨掲載）があり、そのあと各常任委員会に付託された9議案について、各委員長より報告があり、採決の結果、いずれも原案どおり可決しました。

続いて、天理市議会委員が上程され、原案どおり可決しました。

最後に、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行い、本定例会を閉会しました。

可決された9議案について、

●心身障害者医療費助成条例の一部改正  
「内容」県が発行する療育手帳の障害程度の表示が細分化されることに伴い、本条例の助成条件の規定を改正するもの。

●廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正  
「内容」一般廃棄物処理業の許可申請において、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとするものに加え、一般廃棄物の処分を業として行おうとする者も、許可申請を行えるよう本条例を改正するもの。

●県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を組織する市町村の数の減少及び奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更  
「内容」生駒市の住宅新築資金等貸付金の償還の終了による生駒市の組合からの脱退に伴い、組合を組織する市町村の数が減少するとともに、組合規約を変更するため。

●意見・要望  
◎本市においても、貸付金の償還の早期終了を要望。



勤続表彰代表者あいさつ

可決された議案

可決された議案

### 市民経済委員会

### 常任委員会審査の概要

### 建設水道委員会

## 総務財政委員会

### 審査された議案

●平成22年度一般会計補正予算

「内容」嘉幡町及び檜町への地元公共事業に対する補助、市立水泳プールの廃止に伴い、小学生に泳ぐ場を提供するため、井戸堂・前

裁・二階堂・朝和の4小学校において、学校体育施設開放事業での水泳教室開催

について、追加補正を行うもの。

●天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

「内容」3歳に満たない子のある職員への超過勤務を免除する規定が加えられたことに伴い、国に準じて本条例を改正しようとするもの。

●天理市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

「内容」地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、父母共に育児休業等を取ることができることになったこと等に

伴い本条例を改正しようとするもの。

●改正内容について、職員にわかりやすい事例で周知することを要望。

●天理市一般職の職員の退職手当に関する条例及び天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

「内容」雇用保険法の一部改正により、短期雇用特別被保険者に該当する者の規定が改められたこと等に伴い、所要の改正をしようとするもの。

### 意見・要望

●職場改善の必要性を認識し、改正内容等を、職員にわかりやすく周知していた

多くを要望。

●天理市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

「内容」地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、父母共に育児休業等を取ることができ

ることになったこと等に

伴い本条例を改正しようとするもの。

●改正内容について、職員にわかりやすい事例で周知することを要望。

●天理市一般職の職員の退職手当に関する条例及び天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

「内容」雇用保険法の一部改正により、短期雇用特別被保険者に該当する者の規定が改められたこと等に

伴い、所要の改正をしようとするもの。

●天理市一般職の職員の退職手当に関する条例及び天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

「内容」雇用保険法の一部改正により、短期雇用特別被保険者に該当する者の規定が改められたこと等に

伴い、所要の改正をしようとするもの。

●天理市一般職の職員の退職手当に関する条例及び天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

「内容」雇用保険法の一部改正により、短期雇用特別被保険者に該当する者の規定が改められたこと等に

伴い、所要の改正をしようとするもの。



## 一般質問

6月定例会では、4名の議員が一般質問を行いましたので、ここにその件名と要旨を掲載します。詳細は市議会ホームページ（会議録の閲覧と検索）をご覧ください。

### 荻原 文明 議員 (一問一答)

#### 天理教寄附金について

問 天理市は、天理教教会本部から13億円の寄附金を受けています。天理教と天理市との1967年の「天理市都市計画事業等に対する寄附金に関する覚書」には、「天理市が国際的宗教文化都市として飛躍的な発展を図るため、天理市と天理教が相図り一致協力して、天理市都市計画事業等を推進し、その整備をすること」

とあります。寄附金は一般寄附として街づくりのために使用するのが本旨です。市長は覚書と寄附金の趣旨をどのようにお考えかお尋ねします。

答 寄附金は宗教施設に課税できないから見返りという意味ではなくて、使途は生活基盤等広く市政全般にわたって使用しています。

(市長)

#### 保育所待機児童解消について

問 人口減少に対して、子育て世代と高齢者の施策を充実して定住人口の増加を図る必要がある。入所待機児童解消のために保育所の新增設についてお尋ねします。

答 12月に「せんざい保育園」が開園予定です。入所状況をしながら今後検討していきたい。

(健康福祉部長)

#### 少人数学級について

問 小中学校の少人数学級

の実施についてお尋ねします。

答 少人数学級は、学習意欲、学習習慣の充実を図り、より手厚い指導を行うというところで大変大切なことです。そのための教員の加配は最も有効な手段の一つだと考えています。少人数学級の加配は、国、県の動向を見たい。市として加配は考えていない。

(教育長)

#### 介護保険料の減免について

問 年金が月額1万5千円の方から2千800円の介護保険料を天引きする仕組みとなっている。高すぎる保険料・利用料の減免制度を拡充し市民の負担軽減が必要ですか。

答 介護保険は3年ごとに見直され、制度や施設を利用する状況によって保険料の値上げも必要となってくる。天理市の状況では低所得者への減免は考えられない。

(健康福祉部長)

## 住宅施策について

**問** 住生活基本法に基づく住宅リフォーム助成制度等の住宅計画の作成について

**答** 地域住宅計画を基幹事業とし市営住宅の改修をしている。今後も良好な住宅施策を推進していきたい。  
(建設部長)

## 寺井 正則 議員

(一問一答)

## 本市の危機管理体制について

**問** 危機管理は、現在では、防災や防犯だけではなく、企業経営など、さまざまな危機を対象としているが、行政のトップとして、市長が考える危機管理とは。

**答** 災害、武力攻撃事態、また感染症、事件、事故等の緊急事態という危機から市民の生命、身体及び財産を守ることを目的としている。そうした危機が発生した後は、速やかに被害等の軽減を図って危機を収拾し、その後の市民生活を平常に

回復させることと、考えている。  
(市長)

**問** 市職員の、不祥事の発生防止や、職務倫理の確立も、危機管理と考えるか。

**答** 市民等から行政に対し信頼を失えば、行政目的を達成することは極めて困難になる。市職員自身が自分の仕事に責任と誇りを持つて対処していくことが一番大切なことであり、危機管理という分野とは、いさしか趣旨を異にするものではないかと考える。  
(市長)

**問** 危機管理監を新たに設置した目的や業務内容は。

**答** 危機発生時は当然として、平時でも、危機管理に関する情報収集や、研究、職員への研修、あるいは市及び職員への不当要求等があった時に対応できるような組織に充実していきたいと考える。

防災に関することは、防災監であるが、危機管理監の担当業務は、防災課及び地域安全課の所管事務を統括するような立場で考えている。  
(市長)

**問** 危機発生時には、具体的にどのようなルートで対応への意思決定がなされ、職員に伝達する体制になっているのか。

**答** 地震や風水害等の災害については、地域防災計画や水防計画で、また、武力攻撃等の場合には、国民保護計画により、組織体制が整っている。それ以外の分野については、たとえば新型インフルエンザ一つにしても、あれで十分な体制とは思っていない。不測の事件等も含め、この際きちんとした形に整えていきたい。  
(市長)

**問** 独立した市長直結の(仮称)危機管理室の設置や事務分掌規則等を整備して、危機管理監の職責を特命監として明確化する考えは。

**答** 現在その危機管理監の業務内容について、検討を重ねている。遠くない時期に、先進事例も勉強しながら整えていきたい。  
(市長)

※特命監：市長の命を受け、特命事項について掌握する職員

## 吉井 猛 議員

(一問一答)

## 天理市自治基本条例制定に向けて

**問** 市長は昨年実施された天理市長選挙への立候補マニフェストに「自治基本条例」の制定を掲げ当選し、本年の当初予算に「自治基本条例制定検討事業」を組まれています。市長の掲げる「自治基本条例」とは何かを市民に明らかにして頂きたい。

**答** 世の中がめまぐるしく変化する中、議会、理事者、市民が参加する仕組みと考えている。  
(市長)

**問** 「自治基本条例」とは、市の全ての条例や規則がそれにしたがって定められ、解釈され、運用されるものが期待されるものという認識でよろしいか。

**答** 私も同じ思いです。  
(市長)

**問** 今なぜ「自治基本条例」が必要か具体的に述べてく

ださい。

**答** 市民、議会、理事者、これが同じ立場からきちんとした意見を交わし、まちの約束を決める。これが原点だと思います。  
(市長)

**問** 必要性は、地域の自主的主体的な「まちづくり」の進展、地方分権改革とそれに対応した自治体改革、NPOや市民活動などの活性化と協働への注目が重視されてきたという見解でよろしいですか。

**答** いま述べられた内容を私も実感しております。  
(市長)

**問** 自治基本条例は、内容もさることながら、制定過程が最も重要です。市長は、制定過程がどの様にあるべきと考えておられますか。

**答** まずはまちの中の声を汲み上げスタートすべきと考えています。今年度にならぬ方法の研究に着手したい。  
(市長)

**問** 神奈川県大和市、千葉県流山市では、首長のリーダーシップにより制定に向

## 平井 守 議員

(一問一答)

### 公共サービスの充実に 向けて

けた取り組みがなされています。例えば、市長がPI方式（パブリック・インボリューション）による取り組みを強く指示しています。

これは、もともとアメリカで道路行政に住民がかかわる手法としてスタートしたのですが、両市では住民が主体となって条例を策定していく方法として用いられています。市長より制定向けた具体的な決意を聞かせてください。

**答** リーダーの役割が非常に大きいことをはじめ、いくつかのヒントをいただきました。早速に研究に入り着実に作業を進めていきたいと思います。(市長)



**問** 公共サービスという言葉は昔からよく知られていますが、この公共サービスに関して基本法が昨年5月に国会で成立し、自治体の責務として、条例化していく流れにあります。

そこで、市長はこの基本法と自治体の責務に関して、いつごろどのように認識されたのか。

**答** 残念ながら、詳しい内容まではまだ勉強はできておりません。(市長)

**問** 条例化にあたって、求められているのは、行政だけで見直すのではなく、議会を始め、特に、市民の協力をどこまで求めていくかにかかっている。

市長はすでに8回ほど予算編成をされたが、横並び意識ではなく、独自性をどこまで意識しているのか。

**答** 市民の命、暮らしを守る取り組みを第一に進めていくことであり、具体的には、荻原町の産廃処分場問題や、市内の公立小・中学校・幼稚園の耐震補強工事などです。(市長)

**問** 具体的な数値目標は？

**答** 産廃処分場についてはいつ訴訟を起こしてもいいところまでできている。学校の耐震化については概ね4、5年間で何とかやりたい。前栽小学校の建替問題は現地で建替えをするという方向を出している。(市長)

### ボランティアとNPO 活動の推進に向けて

**問** ボランティア活動にしても新しいものがいくつある。福島県では、観光地周辺などで耕作放棄地が目立つから再生に向けたボランティア活動を募集し、出雲市では、いわゆる限界集

落への応援隊、静岡市では、繁忙期のお茶摘みに援農ボランティアを募集している。このように、行政が独自

に呼びかける募集もあるが、市長の考えは。

**答** 耕作放棄地の再生にむけて、その土地を市が保証人のような形で借り上げて使ってもらったらという意見もある。担当部局とよく相談していきたい。

**問** 特定非営利活動法人としてのNPO法人の推進に

県も力をいれており、数年前に1億円の基金を設けて、NPO活動を支援している。また、地域貢献活動助成事業として、たとえば、12月5日に県内で初めて行われるフルマラソンを走り終えた人たちへのマッサージに協力してくれる人の人件費助成に約37万円つけた。本市も基金を設けたり、補助事業をしてはどうか。

**答** 県の実績や内容を勉強した上で、考えていきたい。(市長)

### 他議会から視察に

(5月～8月)

- 新座市議会 (埼玉県)
- ・議会基本条例について
- 呉市議会 (広島県)
- ・議会基本条例について
- 石岡市議会 (茨城県)
- ・出前保育について
- 福津市議会 (福岡県)
- ・議会基本条例について
- 大田原市議会 (栃木県)
- ・議会基本条例について
- 足立区議会 (東京都)
- ・議会基本条例について
- 茨木市議会 (大阪府)
- ・議会基本条例について



## ● 議案等の議決結果 ●

### 全会一致で可決した議案等

- 【予算案】** ○22年度一般会計補正予算 ○22年度下水道事業会計補正予算
- 【条例案】** ○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正  
○職員の育児休業等に関する条例の一部改正  
○一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正及び市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正  
○心身障害者医療費助成条例の一部改正  
○廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正
- 【発議案】** ○市議会委員会条例の一部改正
- 【その他】** ○県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を組織する市町村の数の減少及び県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更 ○土地の取得
- 【同意案】** ○公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて  
○固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 【諮問案】** ○人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて
- 【報告】** ○21年度繰越明許費繰越計算書 ○21年度事故繰越繰越計算書  
○21年度水道事業会計予算繰越計算書 ○21年度下水道事業会計予算繰越計算書  
○出資法人の経営状況 ○損害賠償の専決処分

## 小学生議場見学



7月6日に丹波市小学校の3年生が市議会の議場を訪れました。市役所の仕事の説明を聞き、その後は、元気よく手をあげて、大きな声で質問をしていました。

もしかしたら、この中に、次代の市議会議員がいるかもしれませんね。

# 文教民生委員会が小学校施設開放事業を視察！

去る8月6日、文教民生委員会の委員が、小学生の体力の向上と基礎的な泳法を身につけるため、小学校施設開放事業として水泳教室を開催している校区のうち、二階堂小学校を視察しました。

当日は、講師の指導のもと多くの子どもたちが元気よく泳いでいました。



◎議員定数の2名削減に伴い常任委員会の内容が、次期一般選挙後の任期開始日より下記のとおり改正することとなりました。

(現行)

委員会名	総務財政委員会	文教民生委員会	市民経済委員会	建設水道委員会
委員数	5人	5人	5人	5人
所管	市長公室 総務部 会計室 公平委員会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	健康福祉部 教育委員会	市民部 環境経済部 農業委員会事務局 市立病院	建設部 上下水道局



(改正後)

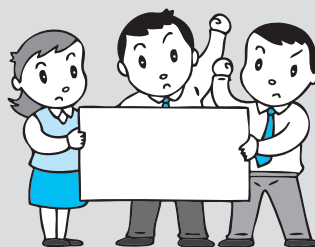
委員会名	総務財政委員会	文教厚生委員会	経済産業委員会
委員数	6人	6人	6人
所管	市長公室 総務部 会計室 公平委員会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	市民部 健康福祉部 教育委員会 市立病院	環境経済部 建設部 農業委員会事務局 上下水道局



## 「みんなでまちづくり、市民と議会(議員)が共に語る集い」 《議会報告会》を開催します！

昨年は議会基本条例を制定し、初めての報告会でありましたので、本条例を中心に報告しましたが、本年は、「開かれた議会」、「行動する議会」への議会改革について、議会報告会を開催します。

- 内容は、議会の運営・活動の報告、  
質疑応答、意見交換です。
- 日時、場所等は下記のとおりとなりますので、  
ご都合の良い会場へお越し下さい。  
たくさんのご参加をお待ちしております。
- 時間はいずれも19時～21時(予定)です。



### ◇参加議員グループ

開催日	場 所	参加議員 グループ
11/8(月)	東 部 公 民 館	A
11/11(木)	朝 和 公 民 館	B
11/12(金)	櫛 本 公 民 館	C
11/15(月)	福 住 公 民 館	A
11/18(木)	丹 波 市 公 民 館	B
11/19(金)	二 階 堂 公 民 館	C
11/22(月)	井 戸 堂 公 民 館	A
11/26(金)	柳 本 公 民 館	C
11/27(土)	前 裁 公 民 館	B

A	B	C
北 田	吉 井	荻 原
平 井	佐々岡	榎 堀
中 田	松 井	三 橋
寺 井	加 藤	山 本
廣 井	西 辻	岡 部
東 田	飯 田	堀 田
大 橋		

皆さんとの意見交換を楽しみにしています。  
ぜひ、お誘い合わせの上、ご参加ください。

※10月に報告会を開催する予定でありましたが、準備の都合上、11月開催となりました。みなさまのご理解のほどよろしくお願いいたします。

### 編 集 後 記

例年になく猛暑となった今年の夏も終り、過ごしやすいい秋がやってきます。

この過ごしやすくて快適な好季節は、あちらこちらで運動会などの催し物が開催され、また、実りの秋を祝う祭りも多く「美酒・美食」に接する季節でもあります。

「天高く馬肥ゆる秋」の例のとおり、健康には十分注意をして快適な日々を過ごしたいものです。新しい編集委員となり2度目の議会報の発行です。

すべての市民に読み親しんでもらい、また、議会活動を理解していただける広報紙となるようお願いいたします。これからも様々な工夫を重ね、読みやすく親しみやすい議会だよりの編集に努めます。

